

## 新公益法人制度への移行に当たり獣医師会活動の基盤となる 会員組織の充実・強化

今後、新公益法人制度への移行を控え、特に会員の増強による組織基盤の強化が求められているが、本件については、平成21年9月7日開催の平成21年度第3回理事会における協議結果（本誌第62巻第11号827頁～830頁参照）を踏まえ、去る10月2日開催の平成21年度全国獣医師会会長会議において、獣医師会の組織の現状と運営上の課題を整理の上、対策の方向を協議し、各地方獣医師会における会員加入増強による組織基盤強化の必要性を確認したところであります（本誌911頁～912頁参照）。このことを踏まえ、今般、新規会員加入者の増強の実効確保の推進について次のとおり地方獣医師会へ通知した。

21日獣発第185号  
平成21年10月27日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会  
会長 山根 義久  
(公印及び契印の押印は省略)

### 新公益法人制度への移行に当たり獣医師会活動の基盤となる会員組織の充実・強化について（依頼）

昨年12月に新しい公益法人制度（以下「新公益法人制度」という。）に係る関係三法が施行されたことは、ご案内のとおりであります。

社団法人組織としての55の都道府県政令市獣医師会（以下「地方獣医師会」という。）においては、本会全国組織の下で47都道府県の全域においてそれぞれ獣医師会活動を推進いただいているところですが、①関係三法の施行後においては、特例社団法人として存続する平成25年11月末までの間に新公益法人制度への円滑な移行を成し遂げ、②これまでと同様、動物の医療を担う専門職業人としての獣医師が組織する公益法人として、獣医学術の振興・普及をはじめ、獣医事の向上等による動物医療提供の質の確保を図ること等を通じ、③専門職獣医師の社会評価の向上と獣医師制度の維持・発展を目指すところとあります。

このような中で、獣医師会活動の基盤となる各地方獣医師会の会員組織の最近10年間の動向をみると、毎年、1,000人規模の新規の獣医師国家資格者が輩出されているにもかかわらず、①全体としての会員組織率の低下、②各地方獣医師会間における会員組織率の格差の拡大、③高齢会員獣医師割合の増加が継続しており、今後、公益法人制度が大きく

改変される中、獣医師の専門職としての社会的評価を確保していく上で、また、獣医師会公益活動の一層の発展・充実を期する上での隘路となりかねないことが懸念されるところであります。

本件の対処につきましては、これまで各地方獣医師会におかれても組織強化に向け鋭意努力いただいていることと存じますが、先般、本会平成21年度第3回理事会における協議結果を踏まえ、去る10月2日開催の平成21年度全国獣医師会会長会議において、別添資料（略）に掲げたところにより、改めて、獣医師会の組織の現状と運営上の課題を整理の上、組織基盤強化に向けての対策の方向を協議し、各地方獣医師会における会員加入増強による組織基盤強化の必要性を共有したところであります。

つきましては、各地方獣医師会におかれては、別添資料に掲げた現状認識を深めていただいた上は、会員加入促進による基盤強化対策の推進に当たっては、各地方獣医師会の会員構成と組織率を支配する要因分析を行っていただいた上で、特に次の事項にご留意され、新規会員加入者の増強の実効確保について、ご尽力いただきたくお願いする次第です。

#### 記

- 1 国家資格者としての獣医師専門職については、公益活動参加の責務を有すること。また、公益活動発揮の場としての獣医師会組織の意義（別添資料（略）の3の(2)のア及びイ参照）について、改めて貴会管下の獣医師における意識の改革を行われないこと。
- 2 前記1の意識改革は、新たに国家資格を取得し、貴会活動の管内に就業することとなった獣医師のほか、特に、次の獣医師に対し徹底を期されたいこと。

(1) 動物診療施設の開設者獣医師及び動物診療施設の勤務獣医師（研修獣医師）のうち、獣医師会未加入者

(2) 国・自治体勤務の公務員獣医師及び農業団体・大学・民間企業等の勤務獣医師のうち、獣医師会未加入者

3 各地方獣医師会において、会員資格（入会条件）については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第14号イ（別紙参考参照）の趣旨を踏まえ、不当な条件を付することのないよう入会門戸オープン原則に即し対応願いたいこと。

4 継続的に会員獣医師数の減少をみている地方獣医師会（別添資料（略）の別紙2参照）においては、会員組織率90%を超えることを目標に入会促進行動計画を実施されたいこと。

#### 【別紙】

#### 公益認定等ガイドライン関係部分抜粋

（平成20年4月11日・内閣府公益認定等委員会）

#### 13. 認定法第5条第14号イ関係〈社員の資格得喪に関する条件〉

認定法第5条第14号イの「社員の資格の得喪」に関する定款の定めにおいて「不当な条件」を付しているかどうかについては、社会通念にしたがい判断する。当該法人の目的、事業内容に照らして当該条件に合理的な関連性及び必要性があれば、不当な条件には該当しない。例えば、専門性の高い事業活動を行っている法人において、その専門性の維持、向上を図ることが法人の目的に照らして必要であり、その必要性から合理的な範囲で社員資格を一定の有資格者等に限定したり、理事会の承認等一定の手続き的な要件を付したりすることは、不当な条件に該当しない。

#### 【参照条文】

認定法第五条

十四 一般社団法人にあっては、次のいずれにも該当するものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。